

各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付要綱

(令和2年5月19日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症対策のため、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）（以下「障害福祉サービス等」という。）を提供する事業所が、通常提供する入所又は通所によるサービスに代わり、電話等による代替的な方法で提供するサービス（以下「代替サービス」という。）を行う場合、代替サービスに係る利用者負担額に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、障害福祉サービス等を提供する事業者とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次に掲げる障害福祉サービス等の代替サービスを提供したと市長が認めたものについて、当該代替サービスに係る利用料（実費負担を除く。以下同じ。）の全額を利用者又はその保護者に請求しない事業で、令和2年4月1日から同年6月30日までの期間に提供された代替サービスに係るものとする。

(1) 次に掲げる障害福祉サービス

- ア 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護
- イ 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援
- ウ 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助
- エ 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練
- オ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型

キ 障害者総合支援法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型

(2) 次に掲げる障害児通所支援

ア 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス

イ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援

ウ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する事業として利用者又はその保護者に請求しなかった利用料の金額の合計額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(関係書類の保存)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(手続の省略)

第9条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

(守秘義務)

第10条 補助事業者及びその従事者は、補助事業により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日以後に提供された代替サービスについて適用する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

㊞

各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付申請書

次のとおり、各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金の交付を受けたいので、各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

2 対象となる代替サービスの提供期間

年 月 日～ 年 月 日

3 サービス別明細

対象サービス	対象金額（円）
生活介護	
施設入所支援	
共同生活援助	
自立訓練	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	
放課後等デイサービス	
児童発達支援	
医療型児童発達支援	
計	

各務原市指令 第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金については、各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業は、年 月 日付けで申請のあった各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に記載されたとおりとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

_____ 円

交付条件

- 1 この補助金は、上記目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。
- 2 この補助金について、目的外又は不当な支出等があったときは、補助金の返還を命ずるものであること。
- 3 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。
- 4 市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

㊟

各務原市障害福祉サービス等に係る代替サービス支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け各務原市指令 第 号で交付決定を受けた補助金について、交付を受けたいので次のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

事業者名		
所在地		
電話番号		
F A X		
振 込 口 座	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	支店名	
	口座の種類	当座 ・ 普通
	口座番号	